

佐世保市肝炎ウイルス検診実施要領

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

(対象者)

第1条 肝炎ウイルス検診の対象者は以下のとおりとする。

佐世保市に住所を有する満20歳以上で受診を希望する者。

ただし、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある者は除く。

(受診者の自己負担)

第2条 受診者の自己負担は無いものとする。

(検診実施機関)

第3条 次の機関が検診を実施するものとする。

佐世保市が委託した医療機関等

(周知の方法)

第4条 広報させば、佐世保市ホームページ等により適宜対象者への周知徹底を行うものとする。

(検診の実施)

第5条 肝炎ウイルス検診の項目は、問診、C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査とする。

(1) 問診

第1条に規定する対象者であるか確認すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(3) HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(検査結果の判定)

第6条 検査結果の判定は以下のとおりとする。

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

① HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

② HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

③ 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(指導区分及び肝疾患専門医療機関の受診勧奨)

第7条 検診実施医療機関は、C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルス

に感染している可能性が高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、肝疾患専門医療機関へ受診勧奨するとともに精密検査を受けるよう速やかに本人へ指導する。肝疾患専門医療機関へ紹介する際には、「佐世保市肝炎ウイルス検査精密検査結果連絡票（紹介状）」を使用する。佐世保市肝炎ウイルス検査精密検査結果連絡票は、3枚複写となっており、肝疾患専門医療機関は精密検査状況について記載後3枚目を保管し、速やかに精密検査結果連絡票にて一次検診医療機関に報告する。報告を受けた一次検診医療機関は1枚目を保管し、2枚目を健康づくり課に提出する。

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陰性」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

（結果の通知及び請求）

- 第8条 肝炎ウイルス検診受診票は3枚複写となっており1枚目は健康づくり課提出用、2枚目は医療機関保存用、3枚目は受診者本人通知用とする。
- 2 検診の結果については、指導区分を付し、受診票の3枚目を用いて受診者に速やかに通知する。通知に際しては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払うこと。
 - 3 精密検査が必要な者には検診実施機関がウイルス性肝炎患者等重症化予防事業について説明し、適切な受診指導を行うものとする。
 - 4 検診実施機関は肝炎ウイルス検診受診者名簿に検診結果を記入し、肝炎ウイルス検診受診票（健康づくり課提出用）とともに実施月の翌月10日までに佐世保市医師会へ提出するものとする。

（記録の整備）

第9条 カルテは5年間保存しなければならない。また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な事項についても記録する。

（その他）

第10条 この要領にない案件等が生じた場合は必要により佐世保市と佐世保市医師会の両者で協議するものとする。

附則

この要領は平成20年 4月 1日から施行するものとする。

附則

この要領は平成21年11月 1日から施行するものとする。

附則

この要領は平成25年 4月 1日から施行するものとする。

附則

この要領は平成28年 4月 1日から施行するものとする。

附則

この要領は平成29年 4月 1日から施行するものとする。